

自治会まちづくりミーティング（要旨）

1. 自治会等の名称 稲羽西・稲羽東自治会連合会
2. 日 時 平成30年6月7日（木）19時00分～20時40分
3. 場 所 稲羽コミュニティセンター
4. 出 席 者 自治会長 19名、市長、企画政策課長、高齢福祉課長

〈内容〉

○連合会長のあいさつ

○市長のあいさつ

○テーマ概要

テーマ①：高齢者の移動支援について

テーマ②：市街化区域への手続きの簡素化について

テーマ③：防災行政無線の有効活用について

○提言による懇談

テーマ①：高齢者の移動支援について

〈上中屋町自治会長〉

私も足腰が悪く、稲羽地区でも高齢化が進み、今後、高齢者世帯及び一人暮らしの高齢者が増えると予想されます。

昨今、高齢者の引きこもりや高齢者ドライバーの自動車事故が増加しており、ふれあいバス以外にも週2回程度の日常的な買い物や通院などに利用できるサービスがあれば、交通手段も増え、高齢者の運転免許の自主返納につながると思います。

理由としまして、高齢になると買い物や通院ができなくなることです。私の住んでいる上中屋町13班は世帯数21件、小学生は一人しかいません。それが本当に現実だと思っています。老々介護と言ってもなかなか自分のことでもできません。ましてや他の人を乗せて買い物行くことは大変です。

このような状況でも少しでも明るく、楽しい生活が営まれるようにするためには、最低でも週2回程度の買い物や通院などができるシステム作りが求められます。

高齢者が気軽に外出でき、引きこもりや高齢者ドライバーの事故を防ぎ、住み慣れた街でいつまでも安心して生活が送れることを提言させていただきます。

〈市長〉

小子高齢化、核家族化の進展に伴い、本市の一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあります。平成30年4月1日現在では、65歳以上の一人暮らしの高齢者の方は7,269人（高齢者の17.91%）、高齢者のみの世帯は15,210世帯（市全体の25.73%）となっています。こうした高齢者のみの世帯では、いろいろな課題があり、市もしっかりと把握し、色々な形で施策展開している状況です。

高齢者の外出機会の減少は、閉じこもりがちになり、運動不足から生活機能の低下を招き、ひいては介護状態や寝たきりになるなど、悪循環に陥る可能性があります。

住み慣れた地域で生き生きと生活していただくためにも、介護予防・生活支援・社会参加が一体的に提供される仕組みが重要となります。

介護予防のためには、外出して活動することが大切であり、そのための環境づくりとして移動手段の確保が必要となります。そこで同時に買い物や通院等への足も確保することによって生活支援にもつながるものと考えます。

平成 27 年 8 月に「各務原市地域公共交通網形成計画」を策定し、ふれあいバスのみでなく鉄道や路線バス等も含めた公共交通ネットワークの形成を図り、OD 調査（人が、どこからどのような交通手段を使って移動したかを把握する調査）や住民懇談会等を経て同年 10 月に「ふれあいバス」のリニューアルを実施しました。

稲羽線については、地域での懇談会等でも、2 便目（9 時台）の便がないことに対して、要望を多く受けています。それらを踏まえて、現在、走らせていない稲羽線の 2 便目の「各務原市役所前駅－東海中央病院」間の運行を行い、9 時から 10 時台に稲羽地区からアピタや東海中央病院方面へアクセスできるような改正案を検討しているところです。

今後、各地での懇談会や関係者との調整を重ね、改正の実現可能性を見極めてまいります。なお、改正を実施するとなった場合の改正時期については、平成 31 年 10 月を目途としています。

また、ふれあいバス以外の交通手段の一つとして、本市では平成 30 年度より、「住民主体の地域の高齢者等移動支援事業」を開始しました。

本事業では、鉄道・バスなどの既存の公共交通だけではカバーできない地域の高齢者の移動と介護予防に関する課題を一体的に解決するため、市内の公共交通部門と介護部門が連携して取り組んだ、縦割りの施策に横申しを入れた事業です。

内容としましては、自治会や地区社協等の地域主体がタクシー会社と直接契約をして、その地域において、運行ルート・曜日・時間・本数等の運用方法を自由に決めていただくもので、高齢者の移動を目的地まで直接結ぶ「ドア・トゥー・ドア」で支援する事業です。

運用にかかる経費につきましては、自治会等で利用者負担額を決め、その分を差し引いた額を自治会等で負担します。市は自治会等が負担した分に対して、補助率 2/3、上限 30 万円で補助金を交付するものです。

また、本事業は介護予防・社会参加の推進に繋げていくための位置付けとしておりますので、運行ルートに介護予防教室やサロン等を含めて実施することになっております。

超高齢社会、人口減少といった課題がある中で、地域の支え合い体制づくりは大変重要です。

そのためには、行政によるサービスだけでなく、住民が地域課題の解決に向けて取り組みたいと思う活動が実現できるよう支援することが、支え合い体制づくりにつながるものと考えています。今後も、地域課題の解決に向けた住民主体の取り組みを積極的に支援してまいります。

各務原市では、運転免許証自主返納支援事業として、運転免許証を自主返納された方に対して、3,000 円分の交通系 IC カードを一人 1 回限りで配布しています。

配布実績を見ますと、平成 27 年度 59 件（半年間）、平成 28 年度 176 件、昨年度は 310 件の申請を受けており、免許返納された方の増加に比例して申請者は増加傾向にあります。

テーマ②：市街化区域への手続きの簡素化について

〈上戸町自治会長〉

平成元年から平成30年の30年間において農業従事者が6割減になっており、4割の方が農業従事者となっていますので、遊休農地が拡大されています。その遊休農地をこのままにしておいていいものか。つまり、転売・転用をもっとスムーズに行政で取り組んでいただきたいと思えます。

若者の農業離れにより、農業従事者が減少し、遊休農地の拡大が心配されています。

地域すべてを市街化区域にするのではなく、転売を希望される農家を対象に規制を外し、誰もが土地を購入できる体制を作ることを提言します。

理由として、高齢者世帯の増加や人口減少により、長年耕作されず、荒れた田畑（遊休農地）が増加しています。

遊休農地を放置することで、不法投棄や枯れ草火災など、生活環境が悪化することも予想されます。今年3月に上戸町の遊休農地で1反程の枯れ草火災がありました。

市街化区域への手続きを簡素化することで、土地が有効活用され、企業誘致等ができれば、子育て世帯などの転入も見込め、地域が発展していくと思えます。

〈市長〉

歴史がある稲羽地区につきましては、古くからの集落地と農地によって構成される、ほぼ全域が「市街化調整区域」の地区です。「市街化区域」とは、すでに市街化を形成している、あるいは優先的に市街化を進めていこうとする区域です。一方、「市街化調整区域」は、市街化を抑制する地区であり、一定の要件に該当しない限り、住宅などを建てることができません。

また、農地は、食糧生産の基盤であるため、農地法の許可基準に合致していなければ、農地以外のものにする（いわゆる農地転用）はできません。こうした施策により、優良な農地を保全するとともに、乱開発による無秩序な市街化の拡大を防ぎ、調和のとれた、まちづくりを行っています。

住宅団地と同様に、市街化調整区域でも、少子高齢化による人口減少により、既存コミュニティの維持・活性化が大きな課題となっています。

都市計画の基本的な方針を定めた「各務原市都市計画マスタープラン2016」において、稲羽地区の環境の維持・改善を図りながら、生活に必要な商店や診療所などを立地誘導することにより、既存コミュニティの維持を図る地区と位置付けられています。

公共下水道や道路などの都市基盤がある程度整っている既存集落においては、宅地等として土地を活用するにあたり、新たなインフラ整備をする必要がありません。このような既存集落内の未利用となっている農地を良好な宅地として有効に活用し、若年層の流入を図るとともに、生活利便施設も併せて誘導できるような、弾力的な土地利用マネジメント施策が必要であると考えています。

今後の人口減少を見据え、無秩序な市街化の抑制と優良な農地の保全を図りながら、既存コミュニティの維持・活性化を図れるような施策を現在検討しています。

〈三井町第2自治会長〉

1. ある方の話ですが、三井町で土地（市街化調整区域）を持っておられる世帯の方が分家（子ども）に住ませるために、農地を転用使用として申請をしたところ、あなたのところは三井北町（市街化区域）に宅地があるからだめだよと言われました。三井町から子どもが出て行ってしまったケース。

2. 三井町内の世帯はほとんどが兼業農家であり、三井北町に土地を持っています。基準があるのはわかっているが、どうにかできないのか。

〈都市計画課 開発指導係長〉

1. 調整区域においては開発許可を得なければ建築はできません。非農家で市街化区域に土地を所有している場合は、基準により許可ができない場合がありますが、分家は一般的に許可されやすく、そのケースはまれなケースであります。

2. 岐阜県の開発審査会基準ですので、それを変えるのは難しいですが、その様な案件につきましては、個別に対応させていただきます。

テーマ③：防災行政無線の有効活用について

〈前渡西町5自治会長〉

防災行政無線屋外拡声支局を有効活用できないものか提言します。

これまで知る限り、当局より①行方不明者探しの警察からの放送。巷ではこれを「人探し放送局」などと揶揄する声もあります。②防災訓練実施の予告のみで利用されています。③市選挙管理委員会からの投票呼びかけ。

緊急放送を妨げない範囲（公共のものに限る）という前提のもと、情報を伝える手段の一つとして利用できると良いと思います。

例えば

1) 市のイベントや小中学校行事等を案内することで、より多くの方に参加してもらえないか。

2) 児童が下校する時刻を見計らって「今から下校します。地域の皆さま、見守ってください。」と呼びかけることによって、いま問題となっている不審者対策に役立つのではないか。

身近な情報を放送することで、地域の皆さんが耳を傾け、防犯・防災意識が高揚されていくと思います。

〈市長〉

防災行政無線の放送につきましては、電波法という法律がございまして、無線の免許状に記載された目的範囲を超えて使用できないことになっています。

その範囲としては、まず1つ目に、「それぞれの地域における防災・応急救助・災害復旧等に関する事務」というものがあり、それに伴う具体的な放送内容としては、災害時の避難勧告の発令や、警察からの依頼による行方不明者情報などの放送を行っています。

また、昨年9月、地域防災訓練の朝に無線放送を実施しましたが、これは、シェイクアウト訓練と言いまして、防災訓練の一環で行ったものです。

2つ目には、「地方行政に関する事務」というものがあり、それに伴う放送としては、選挙に関する放送や詐欺多発の注意喚起などの放送を行っています。

ご提案のありました、1) 児童下校時の呼びかけ放送、2) イベントや学校行事の案内放送を防災行政無線で行うことにつきましては、主に2つの課題があります。

まず1点目として、防災行政無線の目的範囲に合致するかということ。2点目として、放送回数が相当数増加するという課題がございます。

防災行政無線の放送については、これまでも音がうるさいということで、ご意見をいただく場合がございます。例えば、夜勤などで日中お休みになっている方もお見えになりますし、小さなお子様がいらっしゃるご家庭もあります。特に屋外スピーカーの設置場所周辺等にお住まいの方には、大きな音量で放送が聞こえますので、騒音と感じられる方もございます。

以上のことから、放送内容については、防災行政無線の目的範囲内で、非常性や緊急性、重大性など、放送を受けられる皆様の感受性・生活スタイルの個人差を十分に考慮しながら、慎重に運用を検討していく必要があると考えていますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

今回、会長にも大変ご心配をいただいております、不審者対策ですが、市民の皆様への不審者情報の提供手段の一つとして、「各務原市情報メール」というサービスがございます。市内で不審者が確認されて教育委員会が把握した場合には、携帯電話やパソコンのメール登録者に対して、不審者情報を配信しています。利用者につきましては、5月末時点で約2万人の方に登録していただいております。

また、市のイベント情報につきましても、「各務原市情報メール」で配信していますし、ホームページや広報紙はもちろん、最近では、市の公式LINEや、ツイッターでも配信していますので、これら情報ツールの活用により、更なる情報発信の充実に取り組んでまいります。

○行政の説明

- ・その先、その次へ GO! NEXT

○連合会長からまとめのことば

○市長からまとめのことば